

町県民税の申告相談は

2月1日から

— 心がけてください 期限内の申告 —

今年も、町県民税の申告や所得税の確定申告をしていただく時期になりました。町では、申告をより正しく、期間内に済ませていただくため、次の日程表により申告相談をおこないます。ご承知のとおり、税金は自主申告、自主納税を建前としていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい点もあるかと思いますので、日程表に定められた日時に係員とご相談のうえ、申告して下さい。

申告相談は午前・午後ともにたいへん混雑いたします。日時を変更される方は、待ち時間が長くなることもありますので、できるだけ指定の日時にお願いいたします。

申告する必要がある人は？

- ◆ 平成29年1月1日現在、藤里町に住所があつて、平成28年中に所得があつた人は申告する必要があります。
- ◆ 給与支払報告書が、勤務先から町に提出される人は申告する必要がありますが、提出されない人や給与のほかにも所得がある人は、申告をしなければなりません。
- ◆ 町の国民健康保険に加入している人は、平成28年中の所得の有無に関わらず申告する必要があります。
- ※ 申告がない場合は、所得証明や課税証明等の各種証明の申請があつても交付できないので注意してください。

申告する必要がある人は？

- ◆ 平成29年1月1日現在、藤里町に住所がない人は藤里町に申告する必要があります。
- ◆ 所得が給与所得だけで、勤務先から町に給与支払報告書が提出される人は申告する必要があります。
- ただし、勤務先で年末調整されている人は、申告が必要な場合もあります。ご不明の場合は下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- ◆ 平成28年中に所得がなかった人は、申告する必要があります。
- ※ 申告する必要がある人に、申告書が送付された場合には、その旨を記入して必ず返送してください。

申告に必要なものは？

- ◆ 印鑑・預金通帳（還付金等振込み用）
- ◆ 雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済掛金・地震（長期損害含む）保険料・生命保険料・寄付金・障害者・勤労学生などの控除を受けようとする人はその証明書、領収書など
- ◆ 給与・年金をもらっている人は、源泉徴収票（はがきなど）または、支払額を証明する書類
- ◆ 自営業の人は、営業所得の収支明細書、仕入・売上の帳簿、必要経費の領収書
- ◆ マイナンバー（個人番号）及び本人確認書類のコピー
- （詳しくは別紙をご覧ください）

農業所得について

- ◆ 農業所得については、収支計算により受付けます。
- ◆ 「収支計算」では、雇人費・小作料・賃借料・減価償却費・利子割引料・租税公課・種苗費・肥料費・農具費・農薬衛生費・諸材料費・修繕費・動力光熱費・作業用衣料費・農業共済費・荷造運賃手数料・土地改良費・雑費などを経費として控除することができ、その「収支計算書」に記載して申告してください。

※ 収支計算についてご不明な点がございましたら、申告相談開始前までに税務会計係までお問い合わせください。

☆ 所得税確定申告の予定者には個別に通知します

確定申告は、平成28年分の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。確定申告をするように通知された人、または次の項目に該当する人は、必ず確定申告をしてください。

- 給与・退職所得以外の各種所得の合計が20万円を超える時
- 2箇所以上から給与を受けている時

【お問い合わせ先】

藤里町 税務会計課 税務会計係
☎ (79) 2113

能代税務署から確定申告書作成会場開設期間のお知らせ

- 開設期間
平成29年2月16日（木）
～ 3月15日（水）
《土、日及び祝日を除く》
- 開設時間
午前9時～午後5時

▽ 会場開設前は申告書作成会場を設置していません。少ない職員での対応となり、長時間お待ちいただく場合がございますので、会場開設期間中にお越しください。

【お問い合わせ先】

能代税務署 ☎ (52) 6111